

鎌倉市キャリア教育等学生の就業体験受入れ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、キャリア教育等学生の就業体験（以下「キャリア教育」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(キャリア教育の定義及び受入れの目的)

第2条 この要綱においてキャリア教育とは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験」とし、学生の高い職業意識を育成し、主体的な職業選択の機会を提供することにより、次代を担う学生の職業人としての成長を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 キャリア教育の対象者は、学校教育法における大学院・大学・短期大学・専門学校（以下「学校」という。）における学生（当該学校の最終学年にある者を除く。）とする。

(申込み等)

第4条 キャリア教育を希望する学生は、自ら市に対して参加の申込みをするものとする。

2 申込みがあったときは、市はその諾否を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

(誓約)

第5条 キャリア教育を希望する学生は、誓約書（第1号様式）を事前に市に対して提出しなければならない。

(身分及び処遇)

第6条 市は、キャリア教育を受ける学生（以下「実習生」という。）に市職員としての身分を与えないものとし、報酬等は支給しない。

(法令等の遵守)

第7条 実習生は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、条例、規則等を遵守するとともに、市職員の指揮及び監督に従うこと。
- (2) 市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) 実習を通じて知り得た秘密を実習期間中のみならず、その終了後においても一切漏らさないこと。

(責任)

第8条 実習生は実習中（実習機関への往復を含む。以下同じ。）の災害・事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故及び実習中に市又は第三者に損害を与えた場合には、実習生が損害を賠償することとし、市は一切その責めを負わないものとする。

(実習の中止)

第9条 市の業務に支障を来たと認められる事態が生じた場合その他実習を継続することが困難な事由が生じた場合は、実習を中止することができる。

2 市は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

- (1) 第7条に規定する義務に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、実習に参加しないとき。

3 前項の規定により実習生に損害が生じても、市は一切その責めを負わない。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほかキャリア教育受入れに関し必要な事項は、
人事についての事項を所管する課等の長が別に定める。

付 則

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則 (平成31年(2019年)4月22日市長決裁)

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則 (令和2年(2020年)4月28日市長決裁)

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則 (令和3年(2021年)4月16日総務部長決裁)

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則 (令和5年(2023年)5月31日市長決裁)

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則 (令和7年(2025年)6月11日市長決裁)

この要綱は決裁の日から施行する。

第 1 号様式

誓 約 書

鎌倉市長 宛

私は、鎌倉市において「鎌倉市キャリア教育等学生の就業体験受入れ要綱」に基づき実習するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習中は、鎌倉市職員の指示に従い、実習に専念します。
- 2 鎌倉市の信用を傷つける又は不名誉となるような行為及び実習に際して知り得た秘密を実習期間中又は実習終了後において漏洩するような行為は行いません。
- 3 実習期間中の災害・事故等に備えて災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習期間中に災害・事故等に遭った場合及び鎌倉市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。
- 4 その他、「鎌倉市キャリア教育等学生の就業体験受入れ要綱」に明記された実習生に関する事項について従います。

年 月 日

学 校 名 _____

学部学科名 _____ (学年 年)

住 所 _____

氏 名 _____